名古屋市立大学における論文投稿奨励制度実施要項

（趣旨）

第１条　この要項は、本学における臨床研究の活性化と研究水準の向上を図り、かつ、名古屋市立大学病院が医療法上の臨床研究中核病院を目指すにあたり、本学内において医療法第４条の３第１項第１号に規定する特定臨床研究に関する質の高い論文の発表を奨励するため、定められた期間に学術雑誌に掲載された論文が、臨床研究中核病院の承認要件を満たすものである場合、「論文投稿奨励費」として奨励経費を支給するために必要な事項を定めるものとする。

（対象論文）

第２条　論文投稿奨励費の対象とする論文は、以下の各号すべての要件を満たす医療法上の特定臨床研究に関する質の高い論文として認められ、NCU-NEXUS 先端医療開発連携センター長（以下、「NEXUS センター長」という。）が承認したものとする。

（１）　論文の「筆頭著者」の所属が名古屋市立大学または名古屋市立大学医学部附属病院群であること。

（２）　本学で実施された特定臨床研究（「臨床研究法第２条第１項に規定するもの」及び「治験」）に関する論文であること。なお、副次的な論文（プロトコール論文、サブグループ解析、個別の試験実施施設の結果など）を含む。

（３）　英語論文であること。

（４）　査読のある学術雑誌に投稿されること。

（５）　米国国立医学図書館が提供する医学・生物学分野の学術文献データベース（PubMed）に掲載されること。

（６）　臨床研究法上の臨床研究に該当するものは、jRCT（Japan Registry of Clinical Trials）に登録されていること。なお、臨床研究法の施行前に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき実施した臨床研究等においても、臨床研究法第２条第１項に規定する「臨床研究」に該当する場合は対象とする。その際は、UMIN-CTR 等、倫理指針に定められた公開データベースに登録されていること。

（７）　認定臨床研究審査委員会（以下、「CRB」という。）もしくは医学系研究倫理審査委員会（以下、「IRB」という。）で承認を受けた研究計画書（実施計画書）に準拠して適切に実施されていること。

２　この論文投稿奨励費は、2024 年４月１日以降に学術雑誌に論文が掲載されたものを対象とする。

３　論文投稿奨励費の対象件数は毎年度 25 件を限度とする。ただし、当該奨励制度予算範囲内において、毎年度 25 件を超えて奨励対象とすることができるものとする。

（論文投稿奨励費）

第３条　論文投稿奨励費の額は、論文１件につき 500,000 円とする。

２　論文投稿奨励費の配分年度は、次の区分により実施するものとする。

（１）毎年９月 30 日までに論文投稿奨励費の審査結果が通知された場合は、審査結果通知日が属する年度における論文投稿奨励費として配分する。

（２）毎年 10 月１日以降に論文投稿奨励費の審査結果が通知された場合は、審査結果通知日が属する年度もしくは翌年度における配分のいずれかを選択できるものとする。

（申請者）

第４条　申請者は、以下の各号すべての要件を満たす者とする。

（１）申請しようとする日において本学に所属する教職員であること。

（2）申請しようとする論文の筆頭著者または責任著者（以下、「申請者」という。）であること。

（申請期間）
第５条　申請期間は毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（申請の手続）
第６条　申請者は、「論文投稿奨励費申請書（様式１）」（以下、「申請書」という。）に論文及び CRB もしくは IRB で承認された研究計画書(実施計画書)を添えて、NCU-NEXUS 先端医療開発連携センター（以下、「NEXUS」という。）に提出するものとする。
２　論文１件につき、申請書１枚を作成し、申請する件数は、これを制限しない。
３　NEXUS において申請を受け付けた場合は、受付順に受付番号を付番するものとする。
４　提出された申請書、論文及びその他の資料等は返還しない。

（審査）
第７条　審査は、受付番号順に随時、また速やかに行うものとする。
２　審査は NEXUS にて行う。
３　審査を担当する教員は、自身が所属する診療科等の申請案件の審査に加わらないものとする。
４　審査は、提出された論文が、第２条第１項各号に合致するかを審査・判定するものであり、論文の学術的内容を審査するものではない。

（審査結果の通知および支給手続）
第８条　審査結果を元に、NEXUS は NEXUS センター長名で申請者に対し審査結果を随時、また速やかに通知する。
２　審査結果の通知は、「論文投稿奨励費　結果通知書（様式２）」により行うものとする。
３　申請者が支給決定の結果通知書受理時点で教員以外の場合は、速やかに公立大学法人名古屋市立大学研究員規程に定める研究員志願手続きを実施し、研究員となった旨を事務局に連絡するものとする。

（論文投稿奨励費の執行）
第９条　論文投稿奨励費は、取得した年度の３月末まで使用可能とする。

（事務局）
第 10 条 本事業の事務局は臨床研究推進課に設置する。

（その他）
第 11 条 この要項に定めない事項は、NEXUS が別に定める。

附　則
この要項は、令和６年１月 30 日から施行する。

附　則
この要項は、令和６年９月３日から施行する。

附　則
この要項は、令和７年１月 21 日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年10月６日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年９月15日から施行し、令和８年４月１日より適用する。